

○新潟市農業振興地域整備審議会規則

昭和47年1月13日

規則第2号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、新潟市附属機関設置条例(昭和35年新潟市条例第39号)により設置された新潟市農業振興地域整備審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 農業協同組合、土地改良区その他農業団体の役員
- (3) 農業従事者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 農業委員会の委員

(平19規則4・一部改正)

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第3項第2号、第4号及び第5号の規定による委員が、当該委員に委嘱されることとされた職を離れ、又は失ったときは、その委員の地位を失うものとする。

4 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務

を代行する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、審議会の会議に委員及び臨時委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(小委員会)

第7条 審議会は、その所掌事務に係る軽易な事項について調査審議するため小委員会を置く。

- 2 小委員会は、会長が指名した委員8人で組織する。
- 3 小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する委員の互選によつてこれを定める。
- 4 小委員長は、小委員会の事務を掌理する。
- 5 小委員長が欠けたとき、又は小委員長に事故があるときは、小委員会に属する委員のうちから、小委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。
- 6 第5条第1項から第3項までの規定は、小委員会の場合に準用する。この場合において「審議会」とあるのは「小委員」と、「会長」とあるのは「小委員長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(平13規則1・一部改正)

(部会)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから会長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

7 第5条及び第6条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、第5条及び第6条中「審議会」とあるのは「部会」と、第5条第1項及び第6条中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、農林水産部農業政策課において処理する。

(平4規則18・平14規則21・平19規則142・一部改正)

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(新潟市農業構造改善事業協議会規則の廃止)

2 新潟市農業構造改善事業協議会規則(昭和38年新潟市規則第1号)は、廃止する。

(黒埼町の編入に伴う特例)

3 黒埼町の編入に伴い委員となつた者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成14年1月13日までとする。

(平13規則1・追加)

附 則(昭和51年規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年規則第18号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年規則第21号)抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年規則第81号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第4号)

この規則は、平成19年2月4日から施行する。

附 則(平成19年規則第142号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。